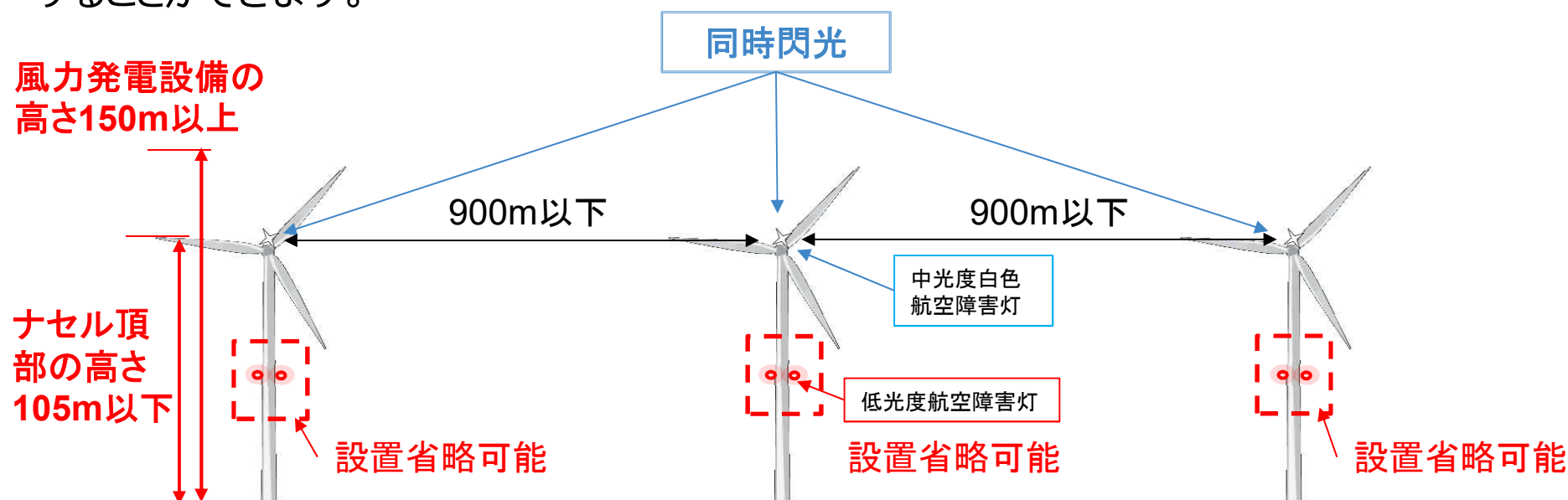


風力発電設備の高さが150m以上で、ナセル頂部の高さが105m以下の風力発電設備が、群立して設置され、ナセル頂部に設置される中光度白色航空障害灯の間隔が900m以下で同時閃光する場合、タワー中間段に設置する低光度航空障害灯を省略することができます。



ナセル頂部の高さが105m以下の風力発電設備が群立する場合の航空障害灯の設置方法

※ナセル頂部に設置される航空障害灯の種類が、中光度赤色航空障害灯の場合は、中間段に設置する低光度航空障害灯を省略することができません。